

希望が丘こども医療福祉センター 中期5年事業計画の概要 〈令和3年度～7年度〉

■総合療育の「強み」を発揮した事業展開に向けて	P1
■計画概要	P2
■主な目標・計画数値	P3
■計画推進に関するロードマップ	P5
■利用状況（改築移転後の推移）	P6
■利用状況（地域別）	P7
■利用状況（アウトリーチ型地域支援）	P8
■沿革	P9

□付属資料

・肢体不自由児・重症心身障がい児支援におけるセンターの位置づけ	P10
・発達障がい児支援におけるセンターの位置づけ	P11
・センターを取り巻く社会状況	P12
・医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）入所児数の推移	P13
・重症心身障がい児等の在宅支援を行う事業所の拡充整備状況（岐阜県）	P14
・「岐阜県における児童発達支援及び保育所等訪問支援の現状と課題」	P15

令和3年12月

総合療育の「強み」を発揮した事業展開に向けて

[障がい児支援の動向]

- 障がい児支援の場及び支援施策は、かつての「拠点」主体から「地域」主体へとシフトしたが、地域における医療・福祉等の障がい児支援の質は、まだ十分に確保されているとはいえない。
- 少子化の進行で障がい児数が減少している一方、重症心身障がい児、医療的ケア児、発達障がい児等の支援ニーズは高まっている。

[センターの基本的課題]

- 肢体不自由児の入所支援が減少する一方で、高度な医療的ケアが必要な超重症児・準超重症児の支援ニーズは高まっているが、当センターは改正児童福祉法施行（平成24年）以前に肢体不自由児施設であったこともあり、高度な医療的ケアニーズには十分に対応できず、入所・入院の利用確保にはつながらない。
 ※超重症児・準超重症児については、今後も基本的に医療型障害児入所施設を併設する長良医療センター及び岐阜県総合医療センター（すこやか）において支援することが適切
- 入所・入院・手術を除くセンター利用（外来・リハビリ・通所・相談支援）の大半が、岐阜圏域及びその周辺地域からの利用となっており、直接的支援には地域的な不均衡がある。
- 地域とのつながりが不十分で、中核的な療育拠点の役割である地域支援機能が十分発揮できていない。

[総合療育の質向上と地域支援の展開]

- 多種の医療・福祉等専門職（整形外科医、小児科医、児童精神科医、歯科医、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政福祉職等）が配置されており、多職種連携による多様なチーム支援（チームアプローチ）が当センターの「強み」（総合療育）である。
- こうした「強み」を発揮して療育（発達支援）の質をさらに高め、また、課題の一つである地域とのつながりを強化することで、「強み」を活かした専門的な地域支援を展開することが可能である。
 ※看護職及びリハビリ職以外の職種（心理士、保育士等）は、センター外との人事異動により継続的勤務ができず、療育・相談支援等の専門性確保・向上に影響（「弱み」）⇒組織体制等（設置運営形態）が将来的な検討課題

[社会性と事業性のマネジメント]

- 障がい児療育事業は極めて社会性の高い事業であるが、医療・福祉サービス利用収入にもとづく事業性も有しており、社会性と事業性の2つの視点から業務及び施設を効率的に運営し事業展開することが求められている。

希望が丘こども医療福祉センター中期5年事業計画（R3～R7）の概要

【目標年度：令和7年度】 【計画期間：令和3年度～令和7年度】

1 計画策定の目的

少子化等で変化する社会環境の中で、県域療育拠点施設としての機能を発揮してその社会的な役割を果たすため、医療型障害児入所施設を基盤とした療育等の利用・支援ニーズに対応した事業・組織・業務・職員・諸室の構成・活用・展開を最適化する。
 ※令和3年9月厚生労働省通知「障害児入所施設運営指針」：中長期的な事業計画（ビジョン）の策定・周知、経営状況の把握・分析と適正化 等

2 希望が丘学園から希望が丘こども医療福祉センターへの改築移転（平成27年9月）

3 改築移転後6年が経過した現在の主な課題

<p>【療育拠点施設としての機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療型障害児入所施設・病院 ・医療型児童発達支援センター <p>①入所・入院・手術 ②外来診療・リハビリテーション ③通所・短期入所・日中一時支援 ④障害児相談支援・特定相談支援 ⑤地域療育支援・人材育成・研究</p>	<p>「センター沿革」 P8</p>	<p>【改築移転で拡充した事項】</p> <p>①整形外科疾患治療、設備整備 ・手術室整備、MRI導入、病棟・リハ室拡充</p> <p>②発達障がい児支援 ・児童精神科医常勤化、通院集団精神療法、親子評価入院、発達精神医学研究所開設</p> <p>③重症心身障がい児支援 ・短期入所拡充、重症心身障がい児専門外来</p> <p>④利用支援・地域連携（地域連携室設置）</p>	<p>■利用・支援ニーズの変化への対応</p> <p>①利用・支援ニーズの減少 ・脳性麻痺等の肢体不自由児 ・入所・入院、医療型通所支援 ・リハビリテーション（入所・通所） ※背景：少子化、地域資源の量的拡充</p> <p>②利用・支援ニーズの増加 ・高い医療的ケアの必要な重症児 ・発達障がい児</p>	<p>■施設諸室・専門職活用 ・病床・居室の利用減少、専門職の継続的確保</p> <p>【利用状況】 P5～7</p> <p>【全国的な傾向】</p> <p>□医療型障害児入所施設での入所児の減少と重症化 □併設する医療型児童発達支援センターでの通所児の減少</p>	
<p>■希望が丘学園内にあった発達障害者支援センターのぞみは、平成27年4月に相談支援機関として独立し、ぎふ清流福祉エリアにある障がい者総合相談センターの施設内に移転</p>		<p>■地域療育支援の再構築 ・スタッフ派遣・施設研修受入れの減少</p>			

<h3>4 基本理念</h3>	<p>児童一人ひとりが尊厳ある生活を将来にわたって送ることができるよう支援する。</p>
<h3>5 事業推進の基本方針</h3>	<p>①中核的な療育施設として地域・関係機関と連携し業務を推進する。 ②療育施設・機能の有効活用と利用の確保・拡大をめざす。 ③療育事業・業務をデータ化・見える化し、PDCAサイクルを廻す。</p>

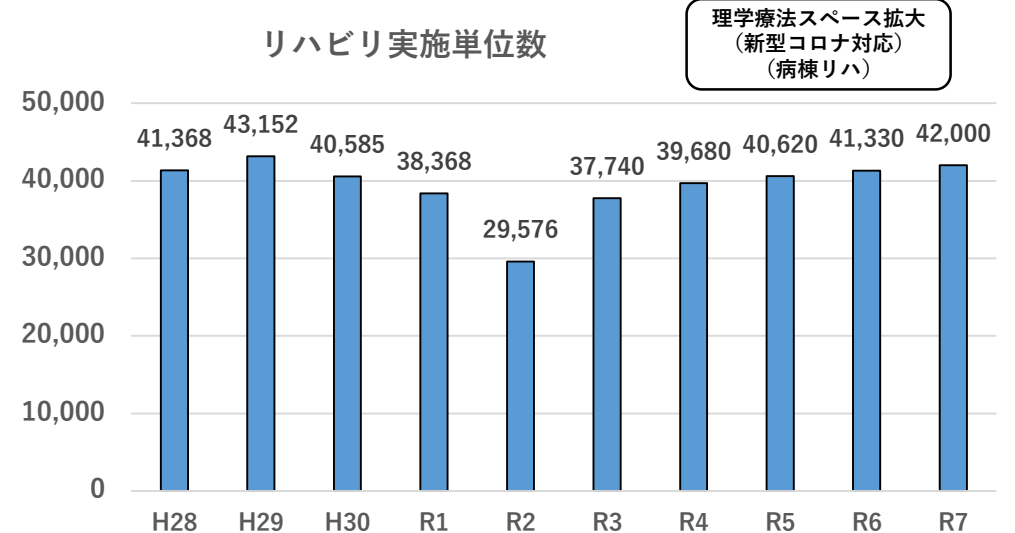
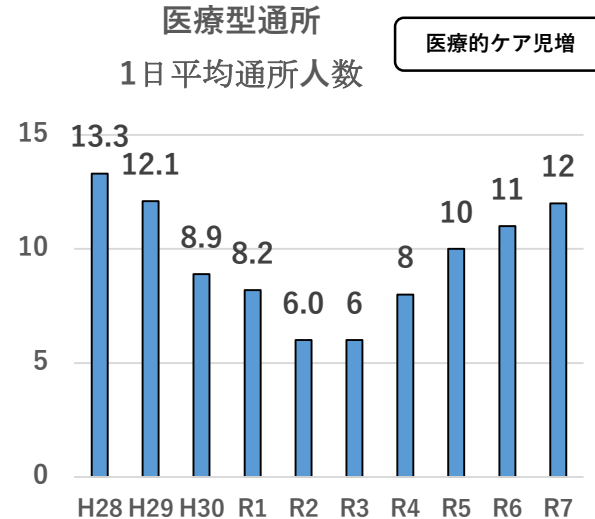
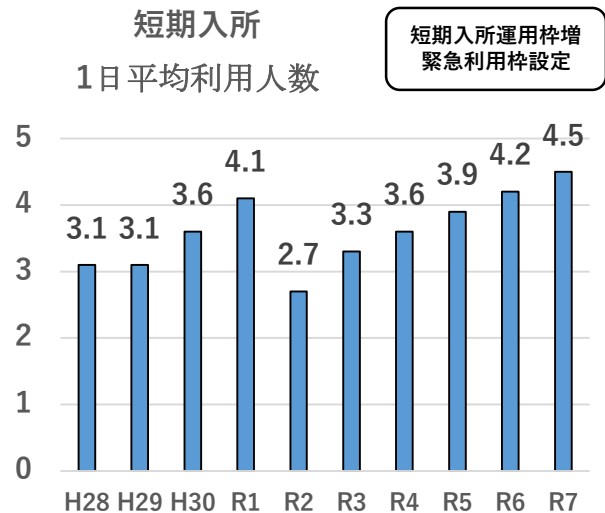
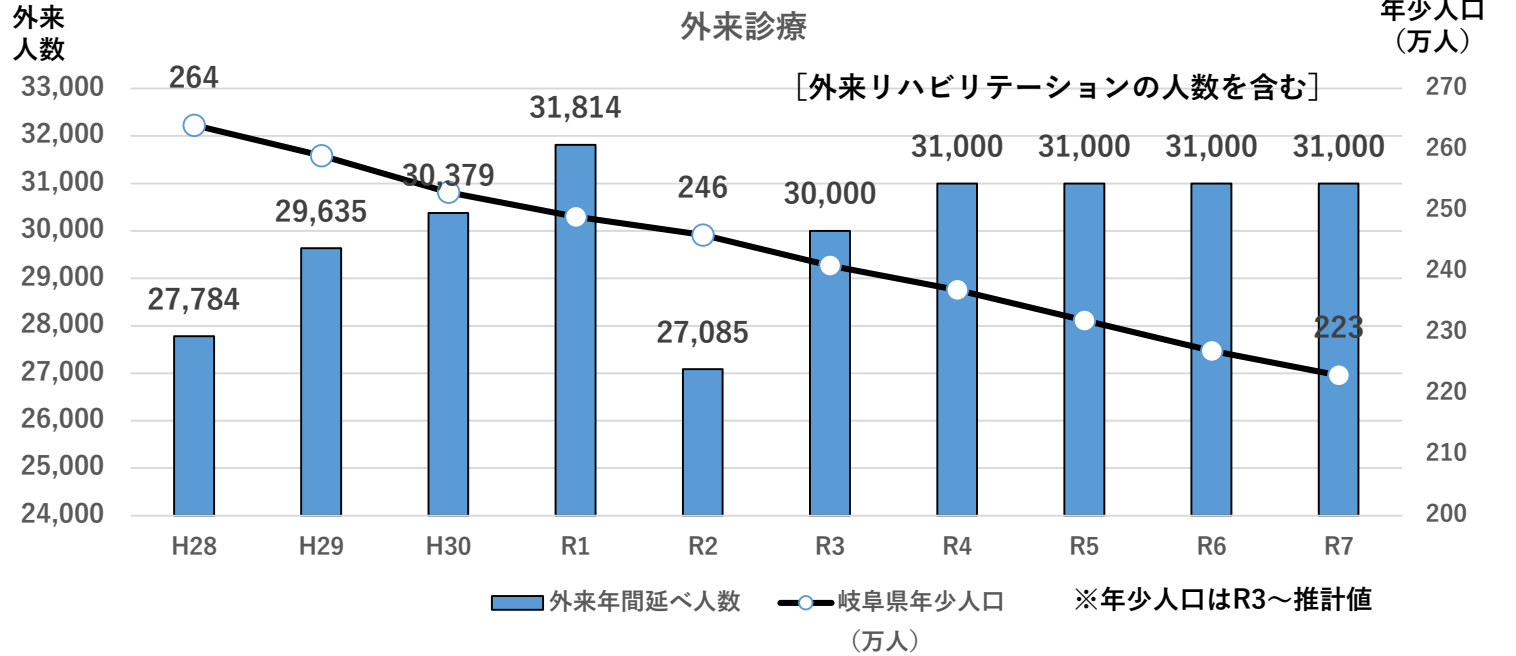
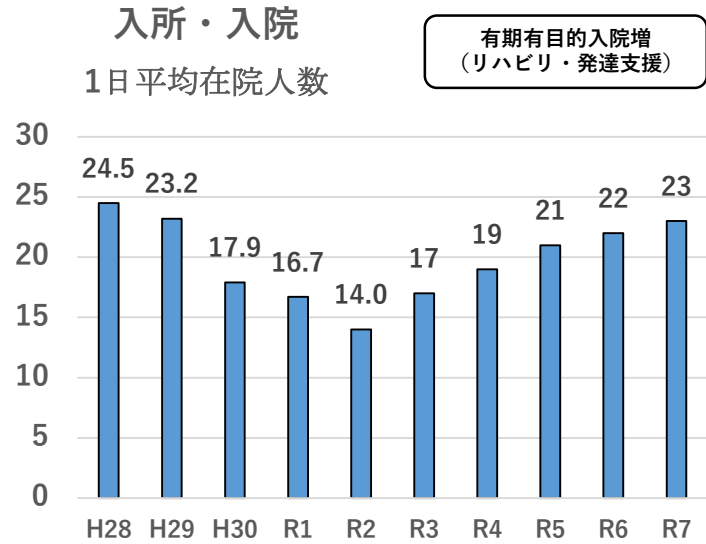
<h3>6 課題対応の方向性</h3>	<p>①より多角的な支援事業の展開（新たな支援対象・サービス導入） ②利用ニーズに対応しきれていない支援事業等について量的・質的な向上を図るための体制整備 ③利用実態・利用ニーズに適合した病床数・医療型通所利用定員への規模最適化、効率化</p>
---------------------	--

<h3>7 主な計画</h3>	<p>①入所・入院・短期入所（病床利用向上・病棟施設活用） ⇒ 病床数の最適規模化（53⇒43床）、保育・リハビリススペース確保、短期入所枠増（5⇒6人）</p> <p>②外来診療（発達障がい初診の体制整備・運用改善） ⇒ 常勤児童精神科医確保、初診枠・再診枠調整、再診地域移行 ⇒ 初診待機状況の改善（半減）</p> <p>③リハビリテーション（実施単位数・実施率向上） ⇒ リハビリ入院（病棟内でのリハビリススペース確保）（単独リハビリ入院開始：2人/クール）</p> <p>④通所支援・訪問支援（多機能型化・通所利用向上） ⇒ 発達障がい児の通所・訪問支援開始、医療型通所定員減（24⇒20人）</p> <p>⑤発達障がい児支援（事業拡充・通所支援実施） ⇒ 発達障がい児専門療育開始（通所定員10人）、学齢児通院集団精神療法拡充（利用枠倍増）</p> <p>⑥地域療育システム支援等（拠点機能活用・専門職活用） ⇒ 児童発達支援室（児童発達支援センター）に地域療育支援係を新設（リハビリ職配置） 支援ニーズ等を調査し、地域療育システム支援のあり方を検討</p> <p>⑦組織体制（専門職配置・業務最適化） ⇒ 連携支援室に相談支援、入所児支援、地域連携等の支援業務を統合（心理職・福祉職配置）</p> <p>⑧職員研修・研究等（療育等の質の向上） ⇒ 研修・研究・交流等による職員育成及び資格取得支援、センター療育等の評価及び公表</p> <p>⑨施設諸室（有効活用） ⇒ 発達障がい児通所支援スペース、病棟内での保育・リハビリススペースの確保</p>
-----------------	---

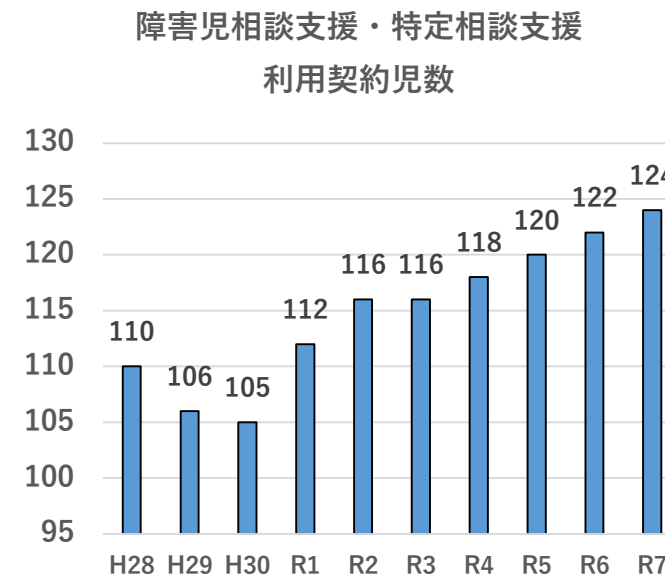
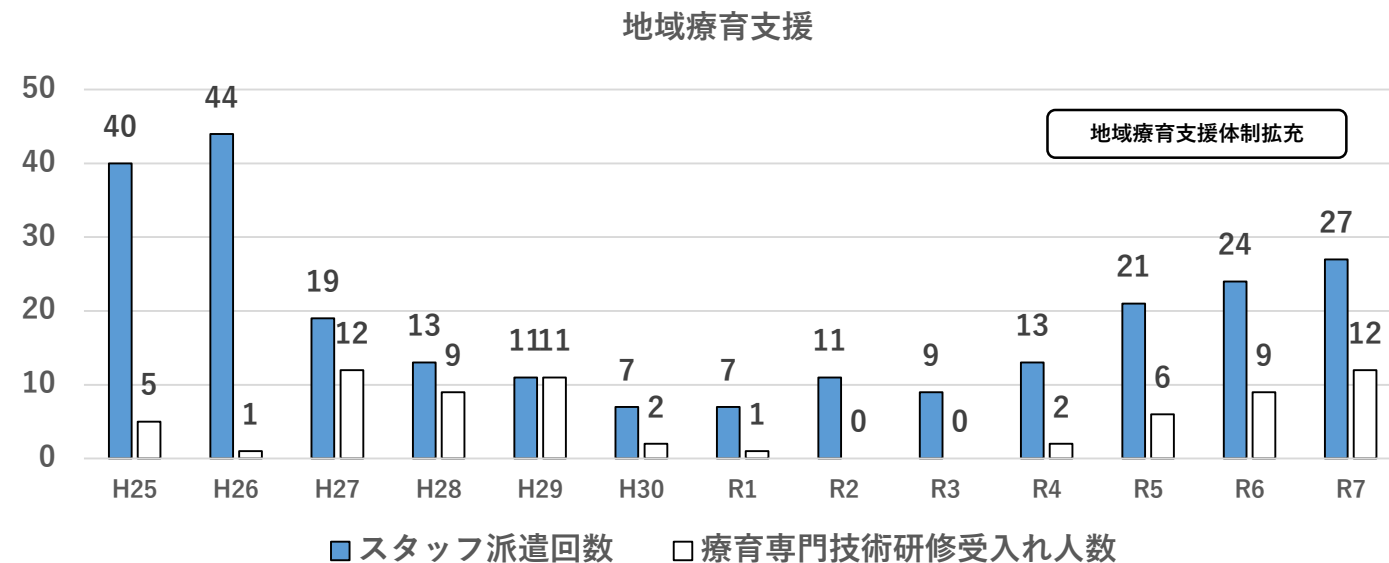
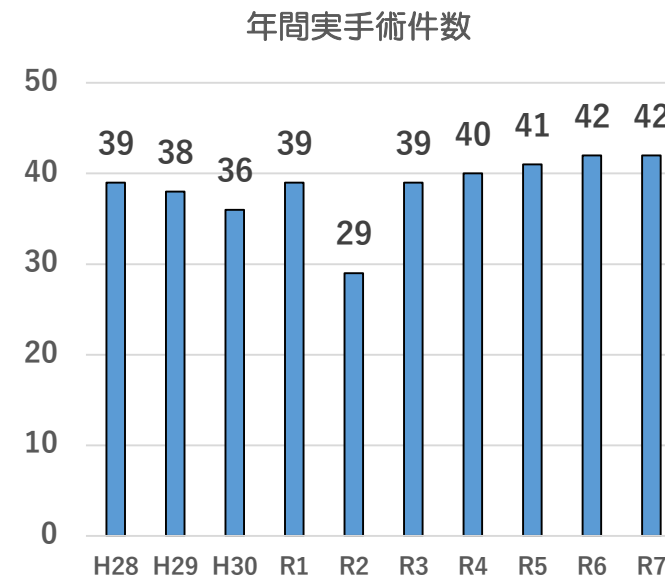
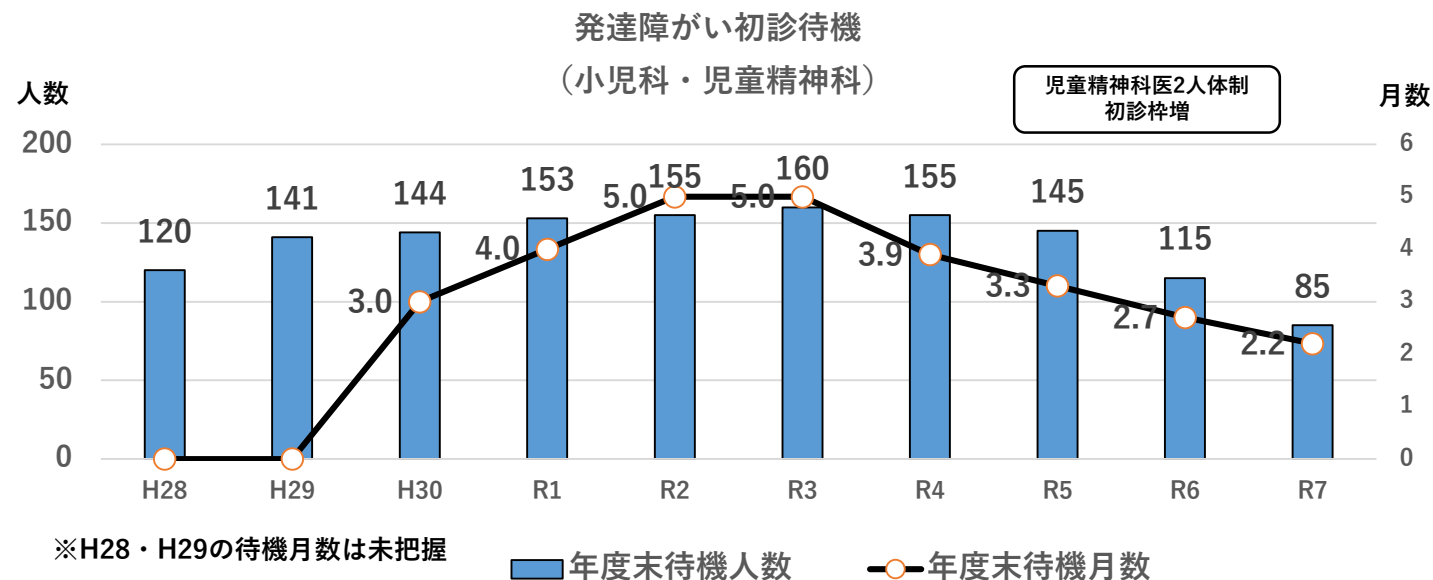
【主な目標・計画数値】 P3・4

【組織体制等に関する将来的検討課題】 療育等の質の確保・向上を図るための、専門職の安定的な専任配置を可能とする組織体制等（設置運営形態）

主な目標・計画数値（令和2年度までは実績値）



主な目標・計画数値（令和2年度までは実績値）



計画推進に関するロードマップ

主要計画事項	2021年度	2022年度	2023年度 (中間目標年度)	2024年度	2025年度 (目標年度)	目標数値
入所・入院 病床利用向上・病棟施設活用	推進 (準備) チーム設置	入所定員・病床数を変更(53人/床⇒43人/床)、居室4室を保育室等に変更(2022年4月～)		短期入所運用枠の変更(5⇒6)(2023年4月～)		利用率64% (27.5人/43床)
		発達障がい初診受付方法の変更		常勤医師確保、精神科領域専門医研修医師の受入れ実施(2022年10月～)		
外来診療 発達障がい初診体制整備	単独入院リハビリを実施(2022年4月～)		通所保育室(1室)で臨時的な外来リハビリ実施 (新型コロナウイルス感染防止対策、2021年10月～2023年9月)			42,000単位 実施率66% (5.3件/8時限)
	通所利用児募集PRを実施		通所困難な重症児を対象とする居宅訪問型児童発達支援を実施(開始未定)			
リハビリテーション 実施単位数・実施率向上	一日利用定員の変更(24人⇒20人)(2023年4月～)		発達障がい児を対象とする児童発達支援事業を実施 学齢児の通院集団精神療法SSTの対象児拡大(2023年4月～)			利用10人 SST2グループ
	児童発達支援室地域療育支援係で事業実施(2022年4月～)		研修の一部を県発達障害者支援センターと共催(2023年4月～)			
通所・訪問支援 多機能型化・利用向上	児童福祉支援室・地域連携室を児童発達支援室・連携支援室に改編 児童発達支援室地域療育支援係にPT/OT/ST(兼務)配置、連携支援室で総合相談(2022年4月～)		通所保育室(1室)で発達障がい児対象の通所を実施 (2023年10月～)			有効活用
	居室4室を入所児保育室、入院児リハビリ室、入所児IC/相談室、病棟倉庫として使用 (2022年4月～)					
発達障がい児支援(事業拡充)						
地域療育システム支援 拠点機能活用						
組織体制 専門職配置・業務最適化						
施設諸室						

希望が丘子ども医療福祉センターの利用状況（改築移転後の推移）

※施設の総延べ床面積：7,623㎡

センターに整備されている主な医療・福祉サービス及びそのための社会資源

入院・入所・短期入所

病床53床（10対1看護）
看護師25・看護助手1+〈1〉・保育士2

外来診療

診察室8室
医師6+〈3〉+〈8〉
※〈会計年度職員〉（非常勤医師）

発達障がい
関係を含む

リハビリテーション・通所

リハビリ療法室12室・8時限/日
PT11・OT5+〈1〉・ST5

通所活動室5
保育士3+〈2〉・看護師2・PT1・OT1

改築移転後の主な医療・福祉サービスの利用推移〈2016年度（H28）⇒2019年度（R1）〉※新型コロナの影響のないR1までを分析

外来診療以外は、センター全体としてサービスの利用受入れ・提供が低減化
↓
〈全国的な傾向〉

社会環境の変化に対応し、センターの社会資源を有効活用していくことが求められている

入所・入院

・1日平均在院 24.5⇒16.7人（68%）

短期入所

・1日平均利用 3.1⇒4.1人（132%）
・契約児 85⇒70人（82%）

外来診療

・1日平均利用 115.8⇒134.2人（116%）
※外来リハを含む
・年間初診人数 741⇒1,062人（143%）

手術

・年間手術件数 39⇒39件（100%）

リハビリテーション

・年間単位数41,368⇒38,368単位（93%）

通所

・1日平均利用 13.3⇒8.2人（62%）
・月平均契約児 41.6⇒30.8人（74%）

人口構成比率を考慮しても、入所（入院・手術）以外の利用は、岐阜圏域での利用比率が他圏域よりも著しく高い。

発達障がい
初診待機人数
128%
120⇒153人

外来診療
〈初診の増加〉
143%

短期入所
（1日平均利用）
〈1人あたりの利用増加〉
132%

手術
100%

リハビリ
テーション
93%

短期入所
（契約児）
82%

入所
68%

通所
62%

地域療育支援
35%

利用が増加しているサービス

利用が減少しているサービス

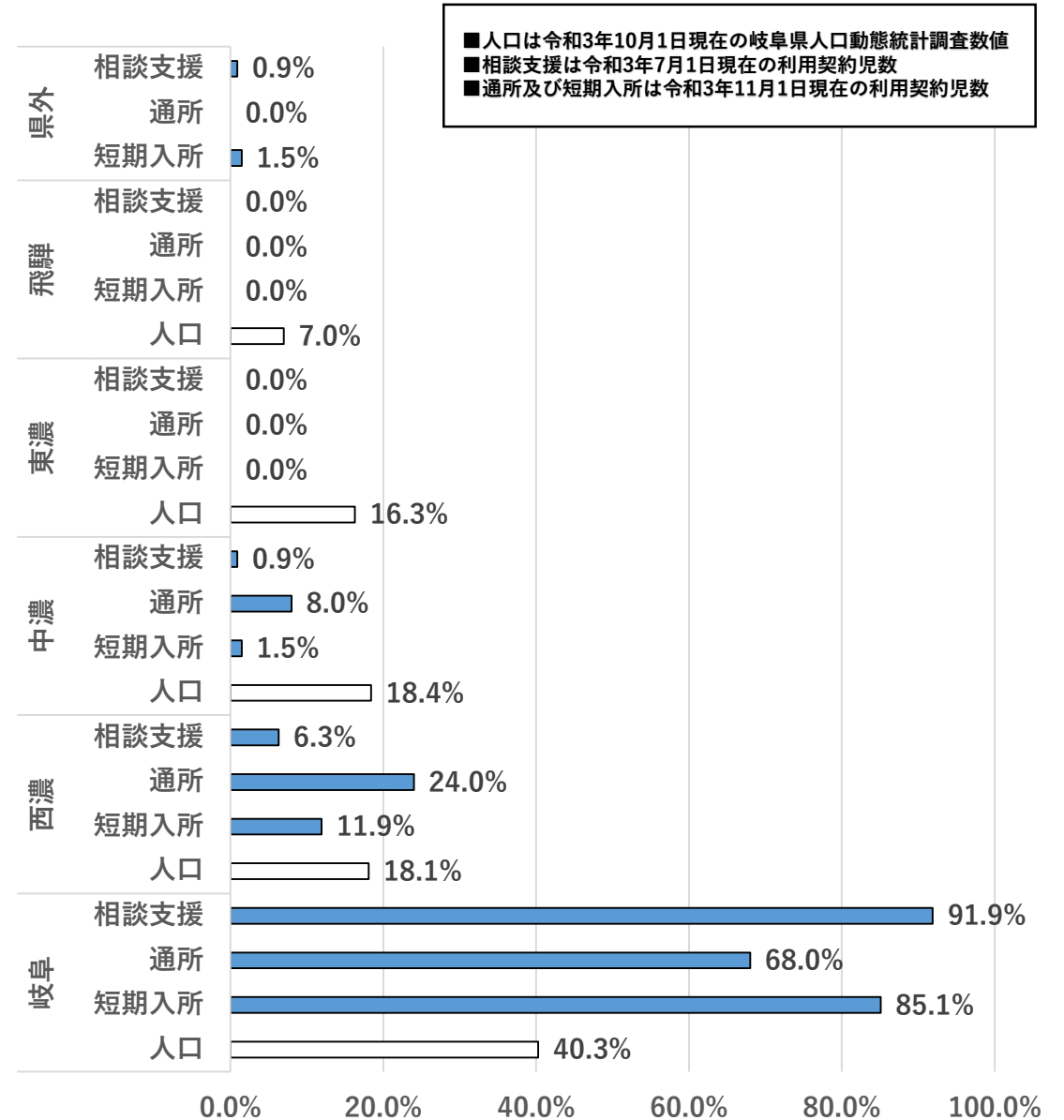
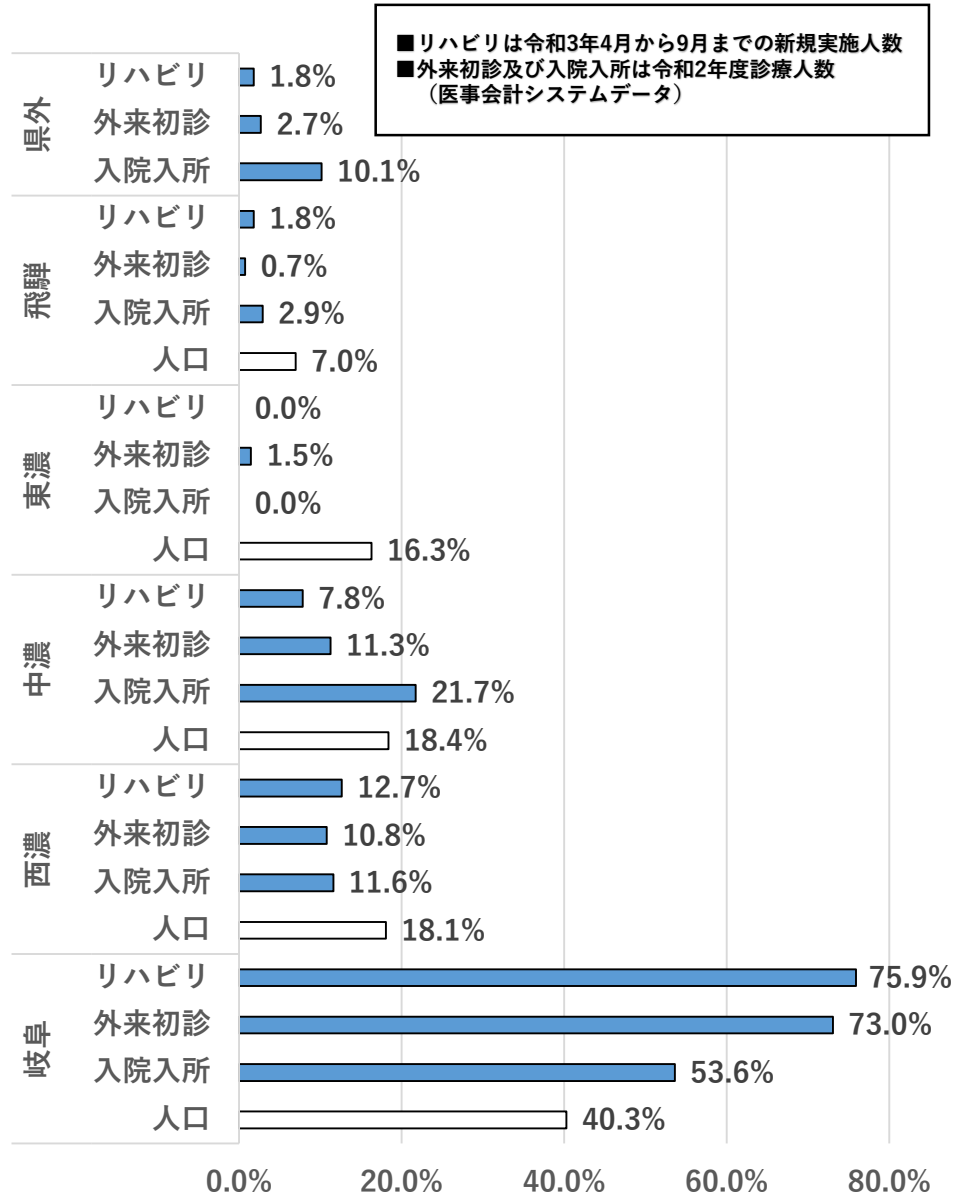
社会環境の変化

利用ニーズの変化
〈診断・医療的ケア〉

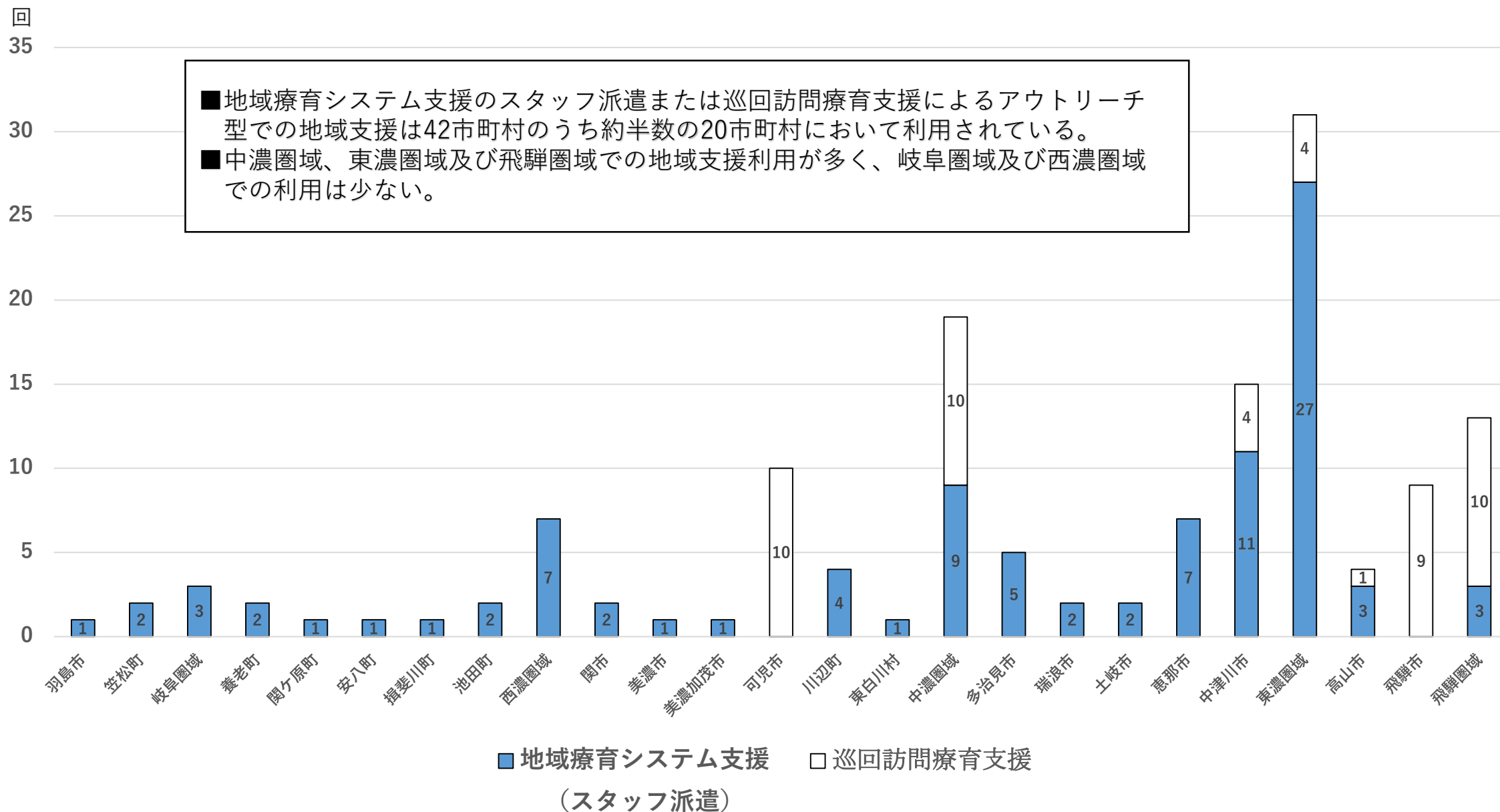
サービス対象児の変化
〈少子化・重症児・発達障がい〉

地域でのサービス資源充実
〈地域ケア・発達支援資源〉

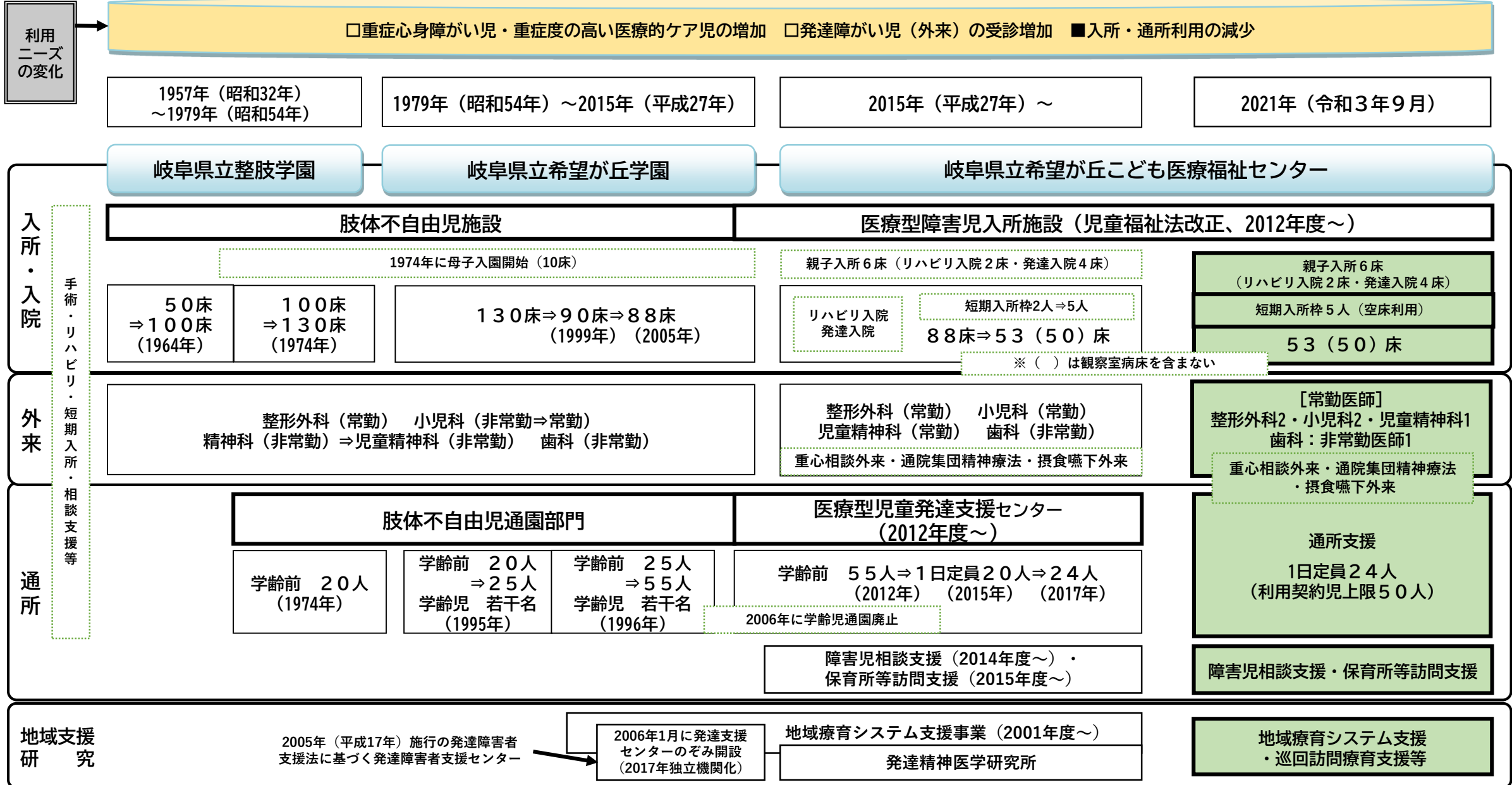
希望が丘こども医療福祉センターの利用状況（地域別） ～人口構成比率と利用構成比率との比較～



希望が丘こども医療福祉センターの利用状況（アウトリーチ型地域支援） ～平成28年度～令和2年度～



希望が丘子ども医療福祉センターの沿革



付属資料：肢体不自由児・重症心身障がい児支援におけるセンターの位置づけ

令和3年6月現在

保健・医療

福祉

教育

生活
就労

岐阜県障がい者総合支援懇話会（圏域療育・医療的ケア部会）・岐阜県重症心身障がい児者支援連携会議 等

保健所8・保健センター（各市町村）

子ども相談センター5

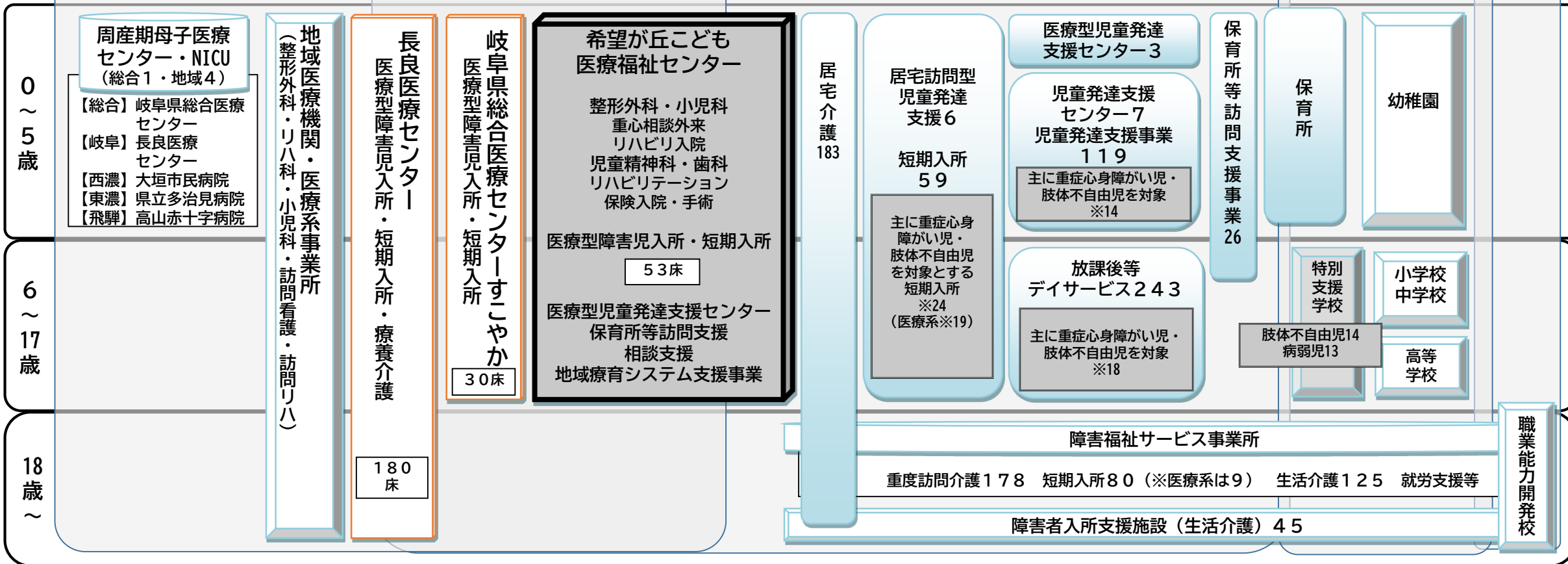
総合教育
センター

身体障害者更生相談所・重症心身障がい在宅支援センターみらい

相談支援事業所166

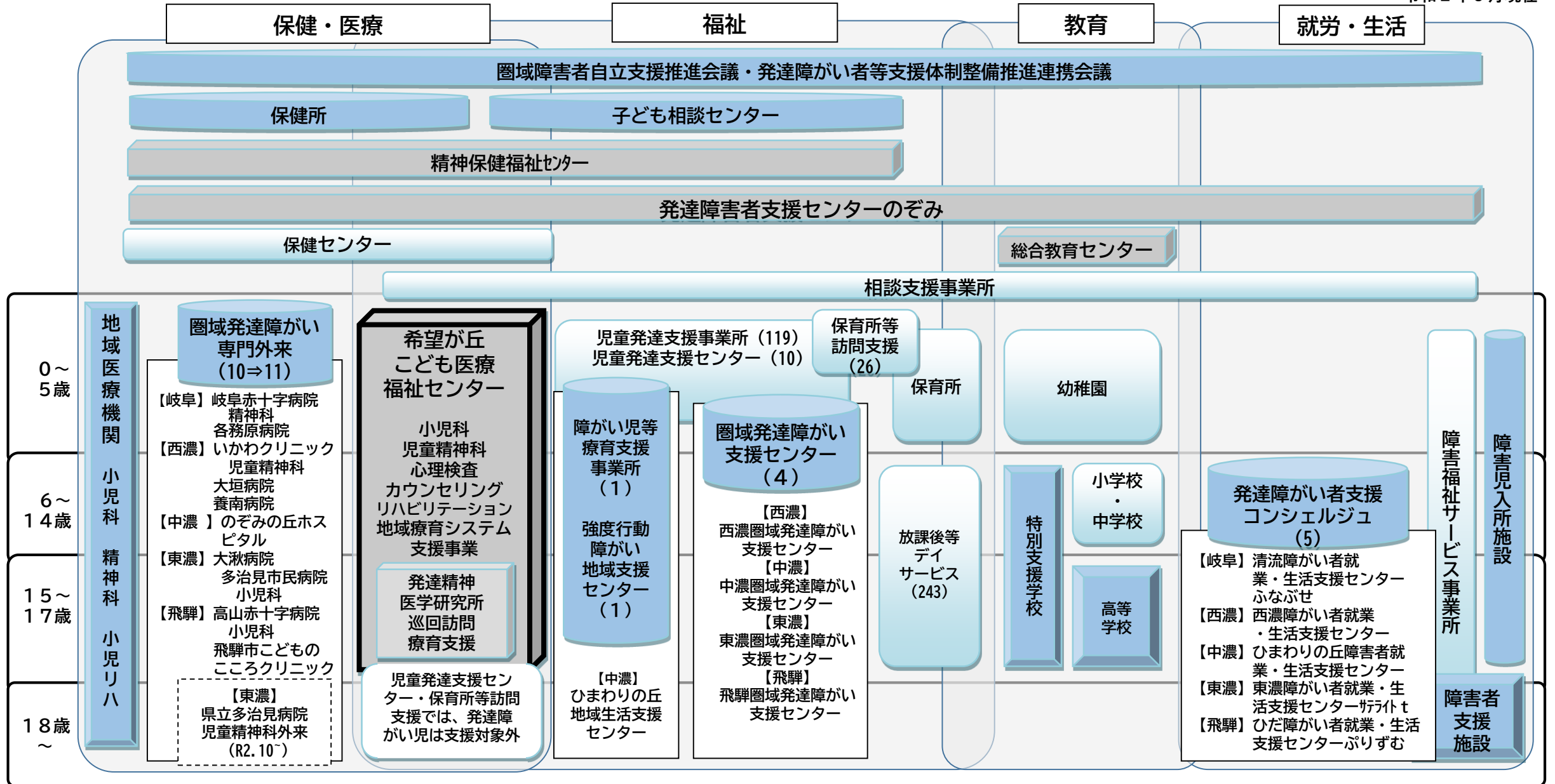
事業所数は
令和2年
6月1日現在

※は令和3年
4月1日現在



付属資料：発達障がい児支援におけるセンターの位置づけ

令和2年9月現在



付属資料：センターを取り巻く社会状況

医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）における入所利用の全国的な動向

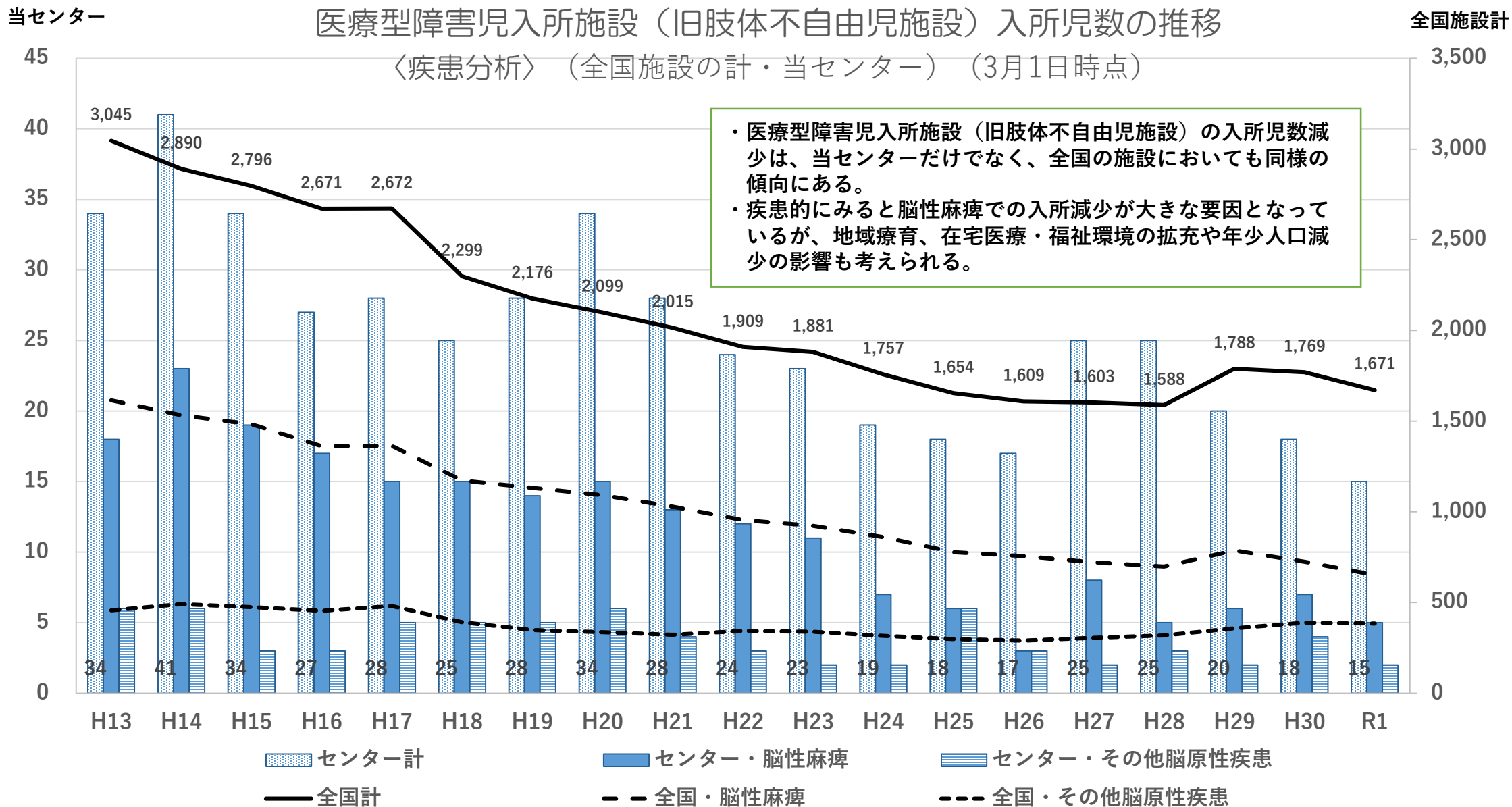
年少人口の減少	<ul style="list-style-type: none"> ■全国 H13：1,828万人⇒R1：1,521万人（0.83） ■岐阜県 H13：319千人⇒R2：249千人（0.78）
□年少人口の減少率を上回って入所児総数が減少	
入所児総数の減少	<ul style="list-style-type: none"> ■全国 H13：3,045⇒R1：1,671（0.55） ■センター H13：34⇒R2：15（0.44）
超重症児・準超重症児の増加	<ul style="list-style-type: none"> ■超重症児・準超重症児が入所している施設数 H25.3：32⇒R2.3：34 ■超重症児が入所している施設数 H25.3：17⇒R2.3：23 ■超重症児・準超重症児の入所人数（構成比率） H25.3：142（8.1%）⇒291（17.4%） ■超重症児の入所人数（構成比率） H25.3：44（2.5%）⇒R2.3：136（8.1%）
□医療的ケアの必要度が高い重症児等の入所が増加	
療養介護対象者の増加	<ul style="list-style-type: none"> ■18歳以上の入所者総数 H25.3：171⇒R2.3：277 ■障害支援区分5及び6の入所者総数 H25.3：70⇒R2.3：159

増
減
なし

整
備
拡
充
・
利
用
増
加

第3期岐阜県障がい者総合支援プランでの 関連サービス利用見込み等

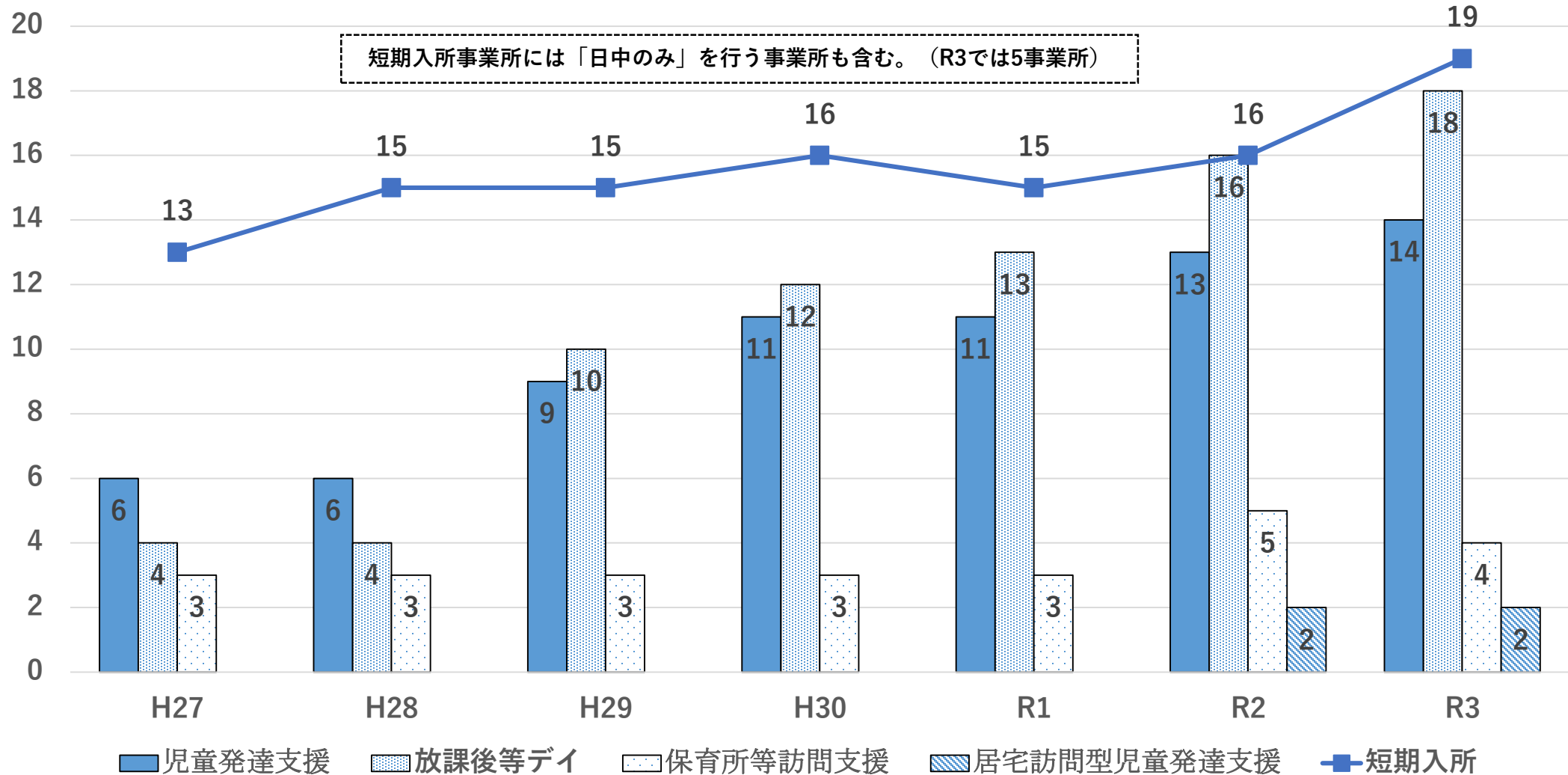
医療型障害児入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ■利用人数 R2：40⇒R5：40（1.00）
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ■利用人数 R1：207⇒R5：223（1.08） ■整備検討 18歳以上の医療的ケアが必要な障がい児者の入所需見込み見込まれ、療養介護施設整備に向けて検討
医療型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ■利用児数 R2：99⇒R5：130（1.31）
医療型短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ■超重症児（者）・準超重症児（者）の月平均利用日数 R1：290日⇒R5：369日（1.27） ■超重症児（者）・準超重症児（者）が受入れ可能な事業所数 R1：19⇒R5：21（1.11） ■医療型短期入所のサービス見込み量 R1：191人⇒R5：269人（1.41） R1：852人日⇒R5：1,226人日（1.44）



付属資料：重症心身障がい児等の在宅支援を行う事業所の拡充整備状況（岐阜県）

■重症心身障がい児（者）等が利用できる医療関係の短期入所事業所
 ■主に重症心身障がい児・肢体不自由児を対象とする通所支援等事業所

短期入所事業所には「日中のみ」を行う事業所も含む。（R3では5事業所）



付属資料：「岐阜県における児童発達支援及び保育所等訪問支援の現状と課題」 (令和2年度発達精神医学研究所臨床研究要旨)

○研究目的

- ・岐阜県においては、昭和47年厚生省通達「心身障害児通園事業について」以降、行政が主体となり同事業が整備された。
- ・その後、平成24年児童福祉法改正において障害児通所支援が設けられて以降は、その実施主体として、上記事業の流れをくむ旧設事業所に加え民間主体の新設事業所が増加した。
- ・一方、厚労省は平成29年に「児童発達支援ガイドライン」を公表し量から質への転換を目指したといわれるが、公表以降の実情について都道府県全域を対象とした調査研究は知られていない。
- ・そこで、事業所に対しアンケート調査を行うことにより、岐阜県における児童発達支援および保育所等訪問支援の現状と課題を分析する。

○先行研究

- ・神尾陽子ほか：わが国の発達支援の実態：児童発達支援および放課後等デイサービスの実態に関する予備的調査.厚生労働科学研究「発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実施と評価」平成27年度総括・分担研究報告書pp.395-421, 2016
- ・峯川章子：大阪市の児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所における発達障がい児支援状況に関する調査.小児保健研究78. 413-419, 2019

○研究の方法

- ・岐阜県内において児童発達支援および保育所等訪問支援を行う事業所144カ所中、事業休止・中止等の4カ所を除いた83カ所（設置年数15年以上40カ所、15年未満43カ所）を分析対象とした。
- ・設置15年以上（A群）・設置年数15年未満（B群）の2群に分けて比較し、x二乗ないしFisherの正確確率検定を行った。
- ・自由記載項目についてはKJ法を援用し分類した。

○考察

- ・「心身障害児通園事業」に基づく旧設事業所は、地域療育の受け皿として市町村が主体となって設立され、短時間の個別療育を基本とし、並行通園している保育所・幼稚園における集団保育のサポートも行ってきた。
- ・一方で、平成24年児童福祉法改正以降の民間主体の新設事業所は、療育および長時間保育の両方のニーズを満たすため、小規模、長時間の集団療育といった施設形態が多い。
- ・これら旧設事業所と新設事業所の役割・ニーズの違いが、旧設事業所が多く含まれるA群と、新設事業所が多く含まれるB群の差違として表れていると考えられる。
- ・A/B群の共通点から、B群のみならず設置年数が長いA群においても、発達支援のノウハウや専門性を施設内で継承・蓄積する事や、職員個人の力量に左右されない質の高い専門的な療育を提供する事が課題になっていると考えられる。
- ・これらの課題をふまえ、今後の障害児通所支援においては地域特性に応じたシステム構築や支援技術向上への取り組みを強化する必要がある。

※出典：令和3年度第1回希望が丘こども医療福祉センター児童精神保健研究会発表資料（令和3年10月、発達精神医学研究所医師栗林英彦）